



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいませようお願い申し上げます。

## 今回は、内職・パートの所得税・住民税・社会保険の扶養と課税についてみてみます。

所得税では年間収入103万円以下が扶養の範囲です。課税最低限は各人の控除によって異なります。下表を参考にしてください。

社会保険で扶養になれるのは130万円以下(60歳以上の方は180万円以下)です。

### 1.パート収入

「パート収入が増えて税金がかかったために、夫婦の手取り収入がかえって少なくなった。」と言われることがあります。税は配偶者特別控除によって段階的に課税されるよう調整されています。ただ、税だけでなく、健康保険、厚生年金や会社からの家族手当などの影響を総合すると、夫婦の手取り収入が少なくなる場合もあります。

### 2.内職などの収入がある場合

内職などの収入は事業所得又は雑所得として取り扱われます。パート収入とのバランスをとるため、必要経費が65万円に満たない場合でも65万円を必要経費として差し引くことができます。ただし、差し引ける額は収入金額が限度です。領収書を集めて65万円に追加することは出来ません。

また、内職などによる収入の他に65万円未満の給与収入があるときは、65万円からその給与収入を差し引いた残額と実際の必要経費とを比べて高い方を限度とします。この取扱いが給与収入が65万円以上あるときは適用されません。

**パート・アルバイトで働く従業員さんは、今年の1月から12月までにもらう給与を集計してみてください**

あなたの年間給与合計 1月から12月	あなたの所得税・住民税の扱い	あなたの社会保険等(健康保険・厚生年金)の扱い
98万円以下	あなたは配偶者または親の <b>扶養になれ、税金もかからない</b> あなたの税負担 0円	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれる あなたの社会保険等負担 0円
98万円超 103万円以下	あなたは配偶者または親の <b>扶養になれる</b>	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれる
103万円超130万円未満	あなたは配偶者または親の <b>扶養になれない</b>	あなたの配偶者または親が社会保険なら、 <b>社会保険の扶養になれる</b>
	あなたは所得税が年間0円から1万数千円かかる	
	あなたは住民税が年間0円から3万数千円かかる	
130万円以上 141万円未満	あなたの配偶者は、あなたの収入金額に応じ <b>配偶者特別控除</b> がある	あなたの配偶者または親が社会保険なら、 <b>社会保険の扶養になれない</b> あなたは国民年金に加入する事になる(年間17万円以上の負担) あなたは国民健康保険に加入する事になる(年間5万円以上の負担)
	あなたは配偶者または親の <b>扶養になれない</b>	
	あなたは所得税が年間1万円から2万円程かかる	
	あなたは住民税が年間3万数千円から4万円程かかる	
141万円以上	あなたの配偶者は、あなたの収入金額に応じ <b>配偶者特別控除</b> がある	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれない あなたは国民年金に加入する事になる(年間17万円以上の負担) あなたは国民健康保険に加入する事になる(年間8万円以上の負担)
	あなたの税負担 3万数千円~6万円程	
	あなたは配偶者または親の <b>扶養になれない</b>	
	あなたは所得税が年間約2万円以上かかる	
141万円以上	あなたは住民税が年間4万円以上かかる	
	あなたの配偶者は、 <b>配偶者特別控除</b> が受けられない	